



# くすりと健康

一般社団法人  
神戸市薬剤師会

## 薬の置き方が 変わります！

「あれっ？ 薬の置き場所が変わった!」

行きつけの薬局でそう感じた方、あなたは十分、薬局フリークといえます。

そうです、多くの薬局で、薬の置き方や置き場所が変わっていると思います。これは、シーズン商品の入れ替えだったり、お店のリフォームやイメージチェンジということだけではなく、今年の6月1日から薬事法という法律が変わり、お薬（一般医薬品）が今までとは違った分け方をされるようになったからなんです。

新しい分け方は、第一類医薬品・第二類医薬品・第三類医薬品。??? いったい何のこと、という感じですが、この分類それぞれで、保管・陳列・販売などの方法が細かく決められて

いるのです。

### 【第一類医薬品】

新一般用医薬品で、安全性上、特に注意を要する成分を含むもの。陳列に関しては、購入者が進入できない場所または鍵をかけた陳列設備であること。

### 【第二類医薬品】

毒薬・劇薬以外の人体に直接使用しない殺虫剤や滅菌・消毒剤・体外診断用医薬品、漢方処方、生薬など、また入院相当以上の健康被害を生じる可能性がある成分を含む。陳列に関しては、購入者が進入できないか鍵をかけた陳列設備であること。

### 【第三類医薬品】

第一類医薬品、第二類医薬品以外の一般用医薬品で、日常生活に支障をきたす程度ではないが、全身の変調・不調が起こる恐れがある成分を含む薬を指します。

薬の箱にも注目してください。今までとは少し表示方法が変わっており、その薬がどの分類になるのかが、

はつきりと分かるようになってきていると思います。

また、6月1日から新しい販売員制度も始まります。新しい資格を手にした「登録販売員さん」が6月1日から皆さまの前にお目見えするわけです。なじみの店員さんが今までとは違う名札を付けているかもしれませんよ。ぜひ、いろいろと相談をして購入するようにしてください。ただし、第一類医薬品に関しては、薬剤師しか販売することができませんので、購入する薬によっては、名札の資格を見て相談してください。

そして、どなたに相談するときでも、現在服用中のお薬に関する情報をお薬手帳を持って行かれるのも良いと思います。

さあ、新しいに好奇心が刺激されたあなた、さらに薬局フリークを深めるために、早速薬局をのぞいてみませんか？